

第 3 3 8 回

静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録

令和 7 年 5 月 1 5 日

第338回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

- 1 開催日時 令和7年5月15日（木） 午後2時から
- 2 開催場所 静岡県庁 別館2階 第3会議室B
(静岡市葵区迫手町9番6号)
- 3 議事内容
 - (1) 河津川非出資漁業協同組合（内共第3号）遊漁規則の変更について 資料1
 - (2) 狩野川漁業協同組合（内共第8号）遊漁規則の変更について 資料2
 - (3) 安倍藁科川漁業協同組合（内共第14号）遊漁規則の変更について 資料3
 - (4) 井川漁業協同組合（内共第18号）遊漁規則の変更について 資料4
 - (5) 太田川漁業協同組合（内共第20号）遊漁規則の変更について 資料5
 - (6) 天竜川漁業協同組合（内共第21号、第26号、第27号）遊漁規則の変更について 資料6
 - (7) その他
 - ・ 次回開催日程について
- 4 出席者氏名

委 員	山本 俊康	朝倉 穂積	前澤 元次	岩田 克久
	宮本 善互	大石真依子	秋山 信彦	関 いずみ
	古畑 恵子			
水産・海洋局	吉野 晃博			
水産資源課	小泉 康二	田中 寿臣	大島 伊織	日吉 菜々子
- 5 欠席者氏名 松本 美紀

- 小泉課長 皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第338回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。
- 本日は令和7年度初めての委員会でございます。人事異動がございましたので、先に紹介させていただきます。
- まず、水産・海洋局長として前山下局長に代わり、吉野局長が就任いたしました。吉野局長より御挨拶をお願いします。
- 吉野局長 皆様こんにちは、水産・海洋局長に着任しました吉野です。今まで水産・海洋局統括官、水産振興課長として務めさせていただいていましたが、これからは内水面の委員会にも参加させていただきますので、皆様の活発な御意見を拝聴させていただければと思います。是非、よろしくお願いいたします。
- 小泉課長 また、事務局につきましては、私、小泉と大島技師が就任いたしました。新たな体制で進めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。
- 本日は、松本委員以外の9名が出席となっております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。
- それでは、開会にあたりまして、山本会長よりお願いいたします。
- 山本会長 皆さんこんにちは、会長の山本です。5月も中旬になりシーズン到来している中、天然遡上が気になるころです。天竜川の様子は非常に良いと聞いています。天然遡上が思うようにいかないところもあるようで、遅れていることを危惧しています。今後良いシーズンになることを期待したいと思います。今回は、各漁協から遊漁規則変更の諮問があるということで、御審議のスムーズな進行に御協力をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
- 小泉課長 ありがとうございます。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、山本会長より御指名願います。
- 山本会長 それでは、本会の議事録署名人につきましては、岩田委員と大石委員にお願いいたします。
- 小泉課長 なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、山本会長をお願いします。
- 山本会長 それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。
- 早速、議事に入ります。議事の(1)は「河津川非出資漁業協同組合(内共第3号)遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事

それでは、議事1について説明させていただきます。資料1をご覧ください。河津川非出資漁業協同組合（内共第3号）遊漁規則の変更についてです。初めに資料内容について説明します。1ページが説明、2ページから4ページが遊漁規則変更の新旧対照表、5ページから7ページが行使規則変更の新旧対照表、8ページと9ページが漁場図、10ページが河津川漁協から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、11ページが県知事から委員会に宛てた遊漁規則変更について諮問文書、参考として12ページから15ページが河津漁協の現在の遊漁規則と16ページに根拠法令を記載しています。まずは資料1の1ページを御覧ください。

Iの経緯を説明します。今回の遊漁規則の変更内容は、3点となります。まず、1あゆの餌釣漁法の区域と期間を変更します。あゆの友釣を行う組合員や遊漁者が減少している中、餌釣への関心が高くなっており、組合員からの強い要望もあることから、餌釣の区域を拡大し期間も長くなるように変更します。

次に2あゆのルアー釣漁法を追加します。若年層の漁場利用拡大や、あゆ釣全般の関心を持つ機会を増やしていき、遊漁者の増加を図るためにあゆのルアー釣漁法を追加します。

最後に3遊漁証販売所を追加します。これまで遊漁証の入手が困難であった支流の佐々野川の山間部にあるキャンプ場利用者への遊漁証販売のため、新たな遊漁証の販売場所を追加します。

続きましてIIの概要として、具体的な変更点について説明します。まず、1のあゆの餌釣漁法の区域、期間変更についてです。現在の区域は来宮橋から河口までと、河津橋から上流となっていますが、下流側の区域である来宮橋からを峰小橋に変更します。8ページと9ページの漁場図で示しているとおり、峰小橋は来宮橋の1.5kmほど上流にあり、その分区域が拡大します。1ページに戻り、次に期間についてです。下流側は7月20日から10月10日まで、上流側は8月1日から10月10日まででしたが、どちらも6月1日以降組合が定め公示する日から12月31日までに変更します。遊漁規則の新旧対照表では、2ページの表が該当します。

次に、2のあゆのルアー釣漁法の追加です。追加される内容は、疑似オトリ釣を含むルアー釣で、針はイカリ4本以内、チラシ3本、区域は組合が定め公示する区域、期間は組合が定め公示する期間となります。今年度は、区域は全区域、期間は6月1日以降組合が定め公示する日から12月31日までとします。状況に応じて区域や期間を変更し公示していく予定です。また、遊漁料の表にある漁具漁法の欄に「あゆるルアー釣」を追加します。遊漁規則の新旧対照表では、3ページの上の表のようにあゆるルアー釣について追加され、下の遊漁料の表の漁具漁法にルアー釣が追加されます。

次に、3の遊漁証販売所の追加です。遊漁料納付場所一覧に、河津オートキャンプ場を追加します。遊漁規則の新旧対照表では、4ページの一覧に追加されず。

最後に、IIIの諮問の内容です。今回の諮問内容は、河津川非出資漁業協同組合（内共第3号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

最後の16ページに根拠法令より、漁業法第170条第3項より、遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっていま

す。また同条第4項には、遊漁規則変更の認可の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないとなっています。10ページと11ページの遊漁規則変更認可申請書と、遊漁規則変更認可申請についての諮問文書が該当します。

また、同条第5項より、都道府県知事は、遊漁を不当に制限するものでないこと、かつ遊漁料の額が当該漁業権にかかる水産動植物の増殖及び漁場管理に要する費用の額に比して妥当なものである場合には、遊漁規則の認可をしなければならないとなっています。その下の「遊漁規則の作成及び認可について」の水産庁長官通知より、「遊漁を不当に制限する」とは、組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮して行う必要最小限度の制限にとどまらない制限と解されます。したがって、①組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課すことは不当ではない、という判断になります。5ページから7ページの遊漁規則変更認可申請と同時に申請された漁業権行使規則の変更の新旧対照表より、行使規則、遊漁規則ともにⅡの概要で説明した変更を行いますが、規則変更による行使規則で組合員に課す一般制限と、遊漁規則で遊漁者に課す一般制限は同じであり、水産庁長官通知の①に当たると判断します。

また、今回の変更内容は、新たな遊漁者確保を目的とした区域や期間の拡大、新たな漁法の追加等であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

それでは、御審議の程よろしくお願いたします。事務局からの説明は以上です。

- 山本会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 宮本委員 表記の仕方について、あゆのルアー釣のイカリ針ですが天竜川漁協の表記の方が分かりやすいかと思えます。このように統一した方が良いかと思えます。
- 日吉主事 漁具の制限についての表記は、各漁協で結構異なっている状態です。統一できるように検討したいです。
- 山本会長 これは事務局の方で統一する方向でしょうか。
- 日吉主事 漁協には連絡して伝えようと思えます。
- 関委員 確認したいことがあります。資料13ページの第6条遊漁料についてですが、「漁場監視員に納付するときの遊漁料は、500円を付加して得た額とする。」とあります。これはどういう意味でしょうか。
- 日吉主事 本来は遊漁料販売所で事前に遊漁券を購入してもらうものだが、漁場で購入する場合は表の料金プラス500円を払っていただくことになる、という意味です。

- 朝倉委員 遊漁券を買わずに遊漁をする人もいます。巡回に来なければ儲けものだ、という考えの人がいらっしゃる。本当は500円とかではなく、2,000円のように上げていですが。
- 関委員 承知しました。文章が分かりにくかったため、質問させていただきました。
- 山本会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（1）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議無し。
- 山本会長 ありがとうございます。それでは、議事の（1）については、決定ということで終了いたします。
- 山本会長 続きまして、議事の（2）は「狩野川漁業協同組合（内共第8号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 続いて、議事2について説明させていただきます。資料2をご覧ください。狩野川漁業協同組合（内共第8号）遊漁規則の変更についてです。初めに資料内容について説明します。1ページが説明、2ページが遊漁規則変更の新旧対照表、3ページが行使規則変更の新旧対照表、4ページから5ページが漁場図、6ページが狩野川漁協から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、7ページが県知事から委員会に宛てた遊漁規則変更について諮問文書、参考として8ページから11ページが狩野川漁協の現在の遊漁規則と12ページに根拠法令を記載しています。まずは資料2の1ページを御覧ください。
- Iの経緯を説明します。今回の遊漁規則の変更内容は、あゆのルアー釣漁法について、区域を追加します。あゆ漁業の多様化に対応し、特に若い世代の遊漁者の拡大を目的として、ルアー釣の区域を拡大します。
- 続きましてIIの概要として、具体的な変更点について説明します。あゆのルアー釣漁法に、狩野川の神島橋から狩野川放水路までの区域を追加します。4ページの地図を御覧ください。濃い線が狩野川水系を示しています。中央より上の丸と四角で囲っているのが、現在のあゆルアー釣区域である鮎壺の滝から狩野川との合流点までの黄瀬川になります。今回追加するのは、中央より下の丸と四角で囲っている、神島橋から狩野川放水路との合流点までの狩野川になります。次の5ページは、今回追加区域の拡大図になります。遊漁規則の新旧対照表では、2ページの表に区域が追加されることとなります。
- 最後に、IIIの諮問の内容です。今回の諮問内容は、狩野川漁業協同組合（内共第8号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。
- 最後の12ページに根拠法令等が記載してありますが、内容については議事1で

説明した内容と同様になります。6ページと7ページが遊漁規則変更認可申請書と、遊漁規則変更認可申請についての諮問文書に該当します。

また、4ページは行使規則の新旧対照表になります。遊漁規則、行使規則ともにⅡの概要で説明した変更を行います。これは水産庁長官通知の①に当たると判断します。

今回の変更内容は新たな遊漁者確保を目的とした区域の追加であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

それでは、御審議の程よろしくお願ひいたします。事務局からの説明は以上です。

○山本会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○山本会長 特に御質問等ないようでございますので、議事の（2）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議無し。

○山本会長 ありがとうございます。それでは、議事の（2）については、決定ということで終了いたします。

○山本会長 続きまして、議事の（3）「安倍藁科川漁業協同組合（内共第14号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 続いて、議事3について説明させていただきます。資料3をご覧ください。安倍藁科川漁業協同組合（内共第14号）遊漁規則の変更についてです。初めに資料内容について説明します。1ページと2ページが説明、3ページから6ページが遊漁規則変更の新旧対照表、7ページから10ページが行使規則変更の新旧対照表、11ページと12ページが漁場図、13ページが安倍藁科川漁協から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、14ページが県知事から委員会に宛てた遊漁規則変更について諮問文書、参考として15ページから25ページが安倍藁科川漁協の現在の遊漁規則と26ページに根拠法令を記載しています。まずは資料3の1ページを御覧ください。

Iの経緯を説明します。今回の遊漁規則の変更内容は、3点となります。まず、1あゆの餌釣漁法の規模と区域、期間を変更します。漁協に対し遊漁者から、釣果の出やすいラセンやコマセを使用したあゆの餌釣ができるようにしてほしいとの声がありました。要望に応えるよう、あゆの餌釣について規模や区域、期間を変更します。

次に2にじます・あまご漁業の規模と区域、期間を変更します。にじますとあまご漁業についてですが、どちらも再放流の区間が無いこと、釣った魚を持ち帰る遊漁者が多いことから、ルアー釣漁法に定めていた魚を傷つけないようにする

漁具の制限を削除します。また、若年層の遊漁者を呼び込んでいくため、ルアー釣漁法の区域を拡大します。フライ釣漁法は遊漁期間が短い区域と遊漁期間が長い区域がありますが、遊漁期間が長い区域を拡大します。さらに、現在の遊漁期間中に卵を持つ魚が増えてきていることから、資源保護を図るために遊漁期間を変更します。

次に3禁漁区を削除します。落差があり危険であるえん堤周辺を禁漁区と定めていましたが、河川工事の影響によりえん堤が無くなったため、この禁漁区を削除します。

続きましてⅡの概要として、具体的な変更点について説明します。まず、1のあゆの餌釣漁法の規模、区域、期間の変更についてです。あゆの餌釣漁法に次の内容と追加します。規模等としてラセン使用可、餌、コマセはシラスに限る、ラセンの長さは30mm以下、直径は7mm以下、針は2本までとします。区域は、飛沢橋より下流の足久保川、躍動橋より下流の内牧川、足久保川との合流点から安倍川大橋までの安倍川とします。12ページの変更後の漁場図ですが、右下が海の下流側になっています。濃い線が安倍川水系で、右側が安倍川になります。この安倍川中央付近より下にある四角が足久保川との合流点であり、そこから下流の安倍川大橋までの区間、足久保川については四角で示している飛沢橋から安倍川までの区域、また中央より下の四角で示している躍動橋から安倍川との合流点までの内牧川が、あゆの餌釣漁法でラセンの使用が可能な区域となります。なお、安倍川の中央付近にて四角で示している竜西橋から足久保川との合流点までの区域と、安倍川大橋から河口までの区域は、あゆの餌釣漁法でラセンの使用が禁止の区域になります。ラセンコマセ可能な期間は6月1日以降組合が定め公示する日から10月10日までとします。遊漁規則の新旧対照表では、3ページの部分にラセンコマセを使用したあゆの餌釣が追加されることとなります。

次に、2のにじます・あまご漁業の規模、区域、期間の変更です。ルアー釣漁法の規模等について、「針3本以内(バーブレス)」の制限を削除します。ルアー釣とフライ釣の区域変更については、11ページを御覧ください。変更前、現在の漁場区域についてですが、上の四角で囲まれている中河内川と西河内川、その左下の清沢橋から上流の藁科川が短い期間遊漁できるフライ釣の区域になります。次の12ページ、変更後の漁場図を御覧ください。上部の中河内川については上落合えん堤から上流、左側の藁科川については日向大川えん堤から上流が長い期間遊漁できるフライ釣の区域になります。また、同じ区域でルアー釣もできるような区域が追加されます。2ページを御覧ください。にじます・あまご漁業の期間について、3月1日から10月31日までだったものを、3月1日から9月30日までに変更します。遊漁規則の新旧対照表では、にじます漁業についてが4ページ、あまご漁業についてが5ページから変更されることとなります。

次に、3の禁漁区の削除についてです。設定された禁漁の内容は、魚種が全魚種、総ての漁具漁法、中河内川の静岡市葵区桂山えん堤上流端から上流へ100m、下流へ100mに至る区域を周年禁漁でした。こちらを削除します。遊漁規則の新旧対照表は6ページに記載されています。

最後に、Ⅲの諮問の内容です。今回の諮問内容は、安倍藁科川漁業協同組合(内共第14号)遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいか

お諮りするものでございます。

最後の26ページに根拠法令等が記載してありますが、内容については議事1で説明した内容と同様になります。13ページと14ページが遊漁規則変更認可申請書と、遊漁規則変更認可申請についての諮問文書に該当します。

また、7ページからは行使規則の新旧対照表になります。遊漁規則、行使規則ともにⅡの概要で説明した変更を行います。これは水産庁長官通知の①に当たると判断します。

今回の変更内容は遊漁者に応じた漁法の追加、現状に合わせた区域等の変更であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

- 山本会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 朝倉委員 区間が分かれているところが多いので、釣り人が分かりにくいのではないかと。
- 日吉主事 支流が多い地域のため、分かりにくくなっている状態です。ただし、区間については、遊漁者からの意見を反映させています。
- 山本会長 監視業務が大変になるかと思えます。
- 宮本委員 HPとか、ある程度情報が充実していれば、遊漁者は釣りに行くと思います。
- 日吉主事 HPがありますのでHPを活用したり、遊漁証購入時に渡している冊子等から区域の周知をしています。
- 宮本委員 太田川漁協の方では餌釣の制限がありますよね。
- 山本会長 餌釣特別区については、持ち帰りの制限を規定しています。
- 宮本委員 餌釣は釣果が沢山出ますが、安倍藁科川漁協はこういった制限をしなくても良いのでしょうか。
- 日吉主事 漁協からは制限については特に聞いていません。
- 山本会長 ラセンの大きさを制限していますが、この制限の規格が主流になっているかと思えます。ただ、太田川では制限をしていないです。制限する理由は何でしょうか。
- 日吉主事 元々ラセン使用を禁止としていました。今回初めてラセンの使用を解禁するため、制限をかけて少しずつ制限を緩めていく方針かと思えます。

18号) 遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

最後の13ページに根拠法令等が記載してありますが、内容については議事1で説明した内容と同様になります。6ページと7ページが遊漁規則変更認可申請書と、遊漁規則変更認可申請についての諮問文書に該当します。

また、3ページは行使規則の新旧対照表になります。遊漁規則、行使規則ともにⅡの概要で説明した変更を行います。これは水産庁長官通知の①に当たると判断します。

今回の変更内容は現状に合わせた期間の短縮であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

- 山本会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 秋山委員 産卵場はこのあたりで形成されているのでしょうか。
- 日吉主事 そうなります。
- 秋山委員 あまごだけでしょうか。
- 日吉主事 主にはあまごになります。
- 秋山委員 ヤマトイワナは放流していますか。
- 日吉主事 近年は放流できていない状態です。
- 秋山委員 ニッコウイワナの方はどうでしょう。
- 日吉主事 ヤマトイワナとの交雑を防ぐため放流していません。
- 秋山委員 いわなだと生息域が少し下になりますね。10月に成熟がかかってきているということでしょうか。
- 日吉主事 そうなります。
- 山本会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(4)でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議無し。

○山本会長 ありがとうございます。それでは、議事の（４）については、決定ということで終了いたします。

○山本会長 続きまして、議事の（５）は「太田川漁業協同組合（内共第20号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 続いて、議事5について説明させていただきます。資料5をご覧ください。太田川漁業協同組合（内共第20号）遊漁規則の変更についてです。初めに資料内容について説明します。1ページと2ページが説明、3ページから5ページが遊漁規則変更の新旧対照表、6ページから9ページが行使規則変更の新旧対照表、10ページが漁場図、11ページが太田川漁協から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、12ページが県知事から委員会に宛てた遊漁規則変更について諮問文書、参考として13ページから18ページが太田川漁協の現在の遊漁規則と19ページに根拠法令を記載しています。まずは資料5の1ページを御覧ください。

Iの経緯を説明します。今回の遊漁規則の変更内容は、3点となります。まず、1吉川、三倉川での遊漁期間を変更します。少しでも多くの遊漁者が釣りをできるように、吉川と三倉川でのあゆ友釣とうなぎ漁業の解禁日を、両河川よりも早く解禁する太田川の解禁日に統一する変更をします。なお、近年の大雨の影響による友釣の実施可能期間の実質的な減少を考慮して、吉川と三倉川のあゆ石川釣（どぶ釣）と餌釣の解禁日を1か月延ばすように変更します。

次に、2餌釣特別区の削除をします。近年の大雨災害により河川状況が一変しました。そのため、餌釣特別区にて餌釣ができる状況ではなくなってしまったため、この特別区の規定を削除します。

次に、3の18歳以下の遊漁料を無料とします。子どもたちや釣り初心者にも少しでも釣りを楽しんでもらうため、18歳以下の遊漁料を無料に変更します。

続きましてIIの概要として、具体的な変更点について説明します。まず、1の吉川、三倉川での遊漁期間変更についてです。この2河川でのあゆ友釣漁法、うなぎ漁業は、6月25日から12月31日までとなっています。これを6月1日から12月31日までに変更します。また、あゆの石川釣、餌釣は8月1日から12月31日までの期間でしたが、9月1日から12月31日までに変更します。遊漁規則の新旧対照表では、3ページと4ページが該当します。

次に、2の餌釣特別区の削除についてです。この餌釣特別区では、全魚種を、撒き餌を除く餌釣のみ実施できる内容でした。1日あたりのあゆ採捕は1人10尾まで、針は2本以内で、吉川の重兵衛淵堰堤上流端から下流300mまでの区域、7月1日以降で組合が定め公示する日から8月31日以前で組合が定め公示する日までの午前9時から午後4時までの規定でした。この規定と、餌釣特別区の遊漁料に関する規定を削除します。遊漁規則の新旧対照表では、4ページと5ページが該当します。2ページを御覧ください。

次に、3の18歳以下の遊漁料無料についてです。遊漁料については現在、小学生以下が無料、中学生が半額となっています。これを18歳以下は無料に変更します。遊漁規則の新旧対照表では、5ページが該当します。

最後に、Ⅲの諮問の内容です。今回の諮問内容は、太田川漁業協同組合（内共第20号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

最後の19ページに根拠法令等が記載してありますが、内容については議事1で説明した内容と同様になります。11ページと12ページが遊漁規則変更認可申請書と、遊漁規則変更認可申請についての諮問文書に該当します。

また、6ページからは行使規則の新旧対照表になります。遊漁規則、行使規則ともにⅡの概要で説明した変更を行います。これは水産庁長官通知の①に当たると判断します。

今回の変更内容は現状に合わせた期間の変更等であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

- 山本会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 秋山委員 餌釣ができる状況ではなくなった、とはどういうことでしょうか。
- 日吉主事 餌釣特別区が夏場できる漁場になりますが、夏場に大雨が降る日が増加し、釣りができる日が少なくなっている、ということです。
- 秋山委員 環境が特別変わったというわけではない、ということでしょうか。
- 日吉主事 それもあります。
- 山本会長 自分の漁協ですが、ダムの濁水に影響されています。濁度を毎日調査していますが、濁度が20以下にならないとあゆの放流ができず、河口に下るか死んでしまいます。濁度10以下で餌釣ができ、5以下になると友釣ができる、ということが分かりました。解禁日を早めたのは、早くから長い期間友釣出来た方が有利であるからです。以前はお茶のシーズンが終わってから、でしたが今は田植えもお茶も早くなったため、漁期も早めようということです。餌釣特別区は、以前は補助を受けてこの区域に1トンくらい成魚を入れていたが、現在は補助が無いため事業が出来ないということもあります。
- 宮本委員 18歳以下は無料になりますが、若い遊漁者はどのくらいいるのでしょうか。
- 山本会長 そんなにはいないです。
- 宮本委員 増えていけばいいですが。
- 小泉課長 地元の高校や中学校にチラシを配るとかどうでしょう。

- 山本会長 それは考えていなかった。小学校の総合の事業で、川のこと魚のことについて授業しています。放流も一緒にして、釣りのことを覚えてもらうようにやっています。
- 宮本委員 無料なら、1、2時間の短時間でもできるので良いのではないのでしょうか。
- 大石委員 子どもたちの釣りは、休みの日に行くのではなく、放課後ちょっと釣りしたりしています。こういった取組は良いと思います。
- 朝倉委員 今の子どもたちはスマホばかりしているので、川に目を向けさせたいが、難しいところもあります。
- 山本会長 太田川は大河川というより里川が多い、小さな河川です。昔は川を泳いだりしていましたが、濁りや流れが強いときは赤い旗を立てられていて注意がされていました。里川ですので、子どもたちが泳ぎなんかをしています。そのため、子どもたちに釣りをさせる、という意味でこういった変更をした、ということです。
- 朝倉委員 仁科川は子ども向けの友釣大会を開催した過去がありますが、最初は数名参加しますが、数年後は1人しか参加しなかったりしました。今年は親子での餌釣大会を開催したいと思っています。餌釣は必ず釣れるため、そこから釣り人口が増えたり川に馴染んでいって欲しいと思っています。
- 宮本委員 釣り振興会では釣り教室を実施していますので、声をかけていただければ協力できると思います。
- 大石委員 親子で川での釣り経験があれば、川での事故が減るかと思います。今の子はどんな危険があるか分からないことがあるので、地元でやってもらえると助かります。
- 宮本委員 うなぎ漁業についてですが、太田川は密漁しやすいように思います。YouTubeでもルールを把握していない人が、勝手に配信をしている状態です。太田川に限った話ではありませんが、規制を引き締めるようにして欲しいです。
- 山本委員 太田川には結構うなぎがいますが、やる人は限られます。
- 宮本委員 狩野川の河口には、人がすごいいる。
- 朝倉委員 稲生沢川は、東京からうなぎを釣りに来ているようで、警察も夜間に見回っている状態です。うなぎの放流も大変なようで、どうしたらいいかなと思います。
- 山本会長 太田川漁協は、規則のしおりを作成し毎年警察や行政に行って共有しています。

市役所、町役場、土木事務所にも広報しています。

- 宮本委員 今までは釣り具メーカーがインストラクターに指導していましたが、現在はYouTubeで広まり勝手に釣りをしている状態です。
- 山本会長 漁協の管轄外は監視員も見ることが出来ていない。
- 日吉主事 漁場外だと漁協組合員や監視員が言えないため、監視員に漁場外での違反行為は警察に連絡するよう伝えていきます。委員会指示でうなぎの制限をかけていますが、周知を徹底する必要を感じています。
- 宮本委員 夜釣りの禁止を徹底して欲しいです。何をしているのか分からないので。
- 日吉主事 県の規則では、夜釣りは禁止していません。そのため、言いにくい部分があります。
- 山本会長 漁業権魚種にしている場所以外での乱獲があります。9月30日の漁期終了について、県の方から周知を徹底してください。
- 日吉主事 周知の方法について検討していきます。
- 大石委員 海だとサザエ禁漁などの看板が沢山貼られています。内水面ではあまり見かけません。看板があっても古かったりして読めなくなったりします。現地に禁止と書かれているものがあれば、控える人はいます。書いてないから知らなかった、と逃げられないようにした方が良くと思います。
- 小泉課長 海の方でも看板を設置して欲しい、との要望があります。ですが、お金や労力の課題があり出来ていないのが現状です。
- 大石委員 愛知県は知多半島など、結構看板やプレートが設置されています。予算関係があるかと思いますが、なるべく安くやっていただきたいです。
- 関委員 影響力のあるYouTuberに発信してもらおうとか。
- 小泉課長 良心的な方は周知してくれていますが、一方で違反的な内容を流してらっしゃる方もいるのが実態で、なかなか難しいです。
- 山本会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（5）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議無し。

○山本会長 ありがとうございます。それでは、議事の（５）については、決定ということで終了いたします。

○山本会長 続きまして、議事の（６）は「天竜川漁業協同組合（内共第21号、第26号、第27号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 続いて、議事6について説明させていただきます。資料6をご覧ください。天竜川漁業協同組合（内共第21号、第26号、第27号）遊漁規則の変更についてです。初めに資料内容について説明します。1 ページと2 ページは説明、3 ページから5 ページが遊漁規則変更の新旧対照表、6 ページから8 ページが行使規則変更の新旧対照表、9 ページと10ページが漁場図、11ページから13ページが天竜川漁協から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、14ページから16ページが県知事から委員会に宛てた遊漁規則変更について諮問文書、参考として17ページから29 ページが天竜川漁協の現在の遊漁規則と30ページに専用区の収支についての資料、31ページと32ページに根拠法令を記載しています。天竜川漁協は天竜川水系のいくつかの河川を漁場としており、漁業権免許だと内共第21号と第26号、第27号を有していますが、全て対象魚種が異なることから、違う内容の遊漁規則が3つあります。今回はその全ての規則を変更します。まずは資料6の1 ページを御覧ください。

I の経緯を説明します。今回の遊漁規則の変更内容について、内共第21号、第26号、第27号ごとに説明します。まず内共第21号については、変更内容が3点となります。まず、1 ルアーフライ専用区への和式毛針釣（テンカラ）漁法を追加します。にじますのルアーフライ専用区について、テンカラをできるようにとの要望の声がありました。専用区の活性化と新たな遊漁者を呼び込むことを目的として、リールを使用しないフライ釣、という位置付けで、専用区にテンカラ漁法を追加します。次に2 和式毛針釣の規模を変更します。ルアーフライ専用区へのテンカラ追加に伴い、混乱を防ぐために他漁期及び他魚種のテンカラ漁法と規模を統一する変更をします。この変更は後に説明します第26号、第27号でも同様の変更を行います。最後に3 ルアーフライ専用区の遊漁料の額を変更します。近年の物価高騰等の影響から、ルアーフライ専用区に係る費用が増加しています。専用区運営に係る収入と支出のバランスを取るため、遊漁料の額を変更します。

次に内共第26号については、変更点が2点となります。まず、1 あゆのルアー釣漁法を追加します。あゆの生息環境として優秀である水窪川において、若年層を中心とした新たな遊漁者を呼び込むため、あゆのルアー釣漁法を追加します。次に2 和式毛針釣（テンカラ）の規模を変更します。これは内共第21号と同じ経緯です。

最後に内共第27号については、和式毛針釣（テンカラ）の規模を変更します。同様に内共第21号と同じ経緯になります。

続きましてIIの概要として、具体的な変更点について説明します。まず、内共第21号について説明します。1 のルアーフライ専用区へ和式毛針釣（テンカラ）漁法の追加についてです。にじますのテンカラ漁法に、ルアーフライ専用区の区

域を含む船明ダムより上流域の、11月1日から翌年2月末日までのルアーフライ専用区の期間を追加します。9ページを御覧ください。天竜川の地図になります。真ん中を天竜川が流れていて、左側に変更前、右側に変更後のテンカラ漁法について記載しています。11月から2月までの専用区は、船明ダムから秋葉ダムまでの四角で囲っている区域になります。変更前は船明ダムから上流は、専用区の期間外である3月から10月までの期間となっています。変更後は船明ダムから上流も周年テンカラ漁法ができるようにします。これにより、専用区でもテンカラ漁法ができるようになります。2ページにお戻りください。次に2の和式毛針釣(テンカラ)の規模を変更します。うぐい、あまご、にじます漁業のテンカラ漁法の規模を、釣針は1本から釣針は2本以内に変更します。最後に3のルアーフライ専用区の遊漁料の額を変更します。現在1日1,000円、1期間4,000円のところを、1日2,000円、1期間6,000円に値上げします。遊漁規則の新旧対照表では、3ページが該当します。

次に内共第26号について説明します。まず、1のあゆルアー釣漁法の追加についてです。規模等として、ルアーは8cm以上、掛針はイカリバリは4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスはルアーの後端から7cm以内とします。これは既にあゆのルアー釣ができる内共第21号と同じ規模になります。区域は、10ページの漁場図を御覧ください。濃い線が河川を示して、下側が下流となっています。水窪駅周辺の水窪川がいきよより上流の水窪川、その支流草木川、水窪駅周辺の翁川橋より上流の翁川、向市場駅周辺の久頭合橋より上流の水窪河内川が区域で、期間は6月15日から12月31日までです。これらの内容を追加します。次に、2の和式毛針釣(テンカラ)の規模を変更します。先に説明した第21号と同様に、あまごのテンカラ漁法の規模を、釣針1本から釣針2本以内に変更します。遊漁規則の新旧対照表では、4ページが該当します。

最後に内共第27号について説明します。和式毛針釣(テンカラ)の規模を変更します。先ほどと同様に、あまごのテンカラ漁法の規模を、釣針1本から釣針2本以内に変更します。遊漁規則の新旧対照表では、5ページが該当します。

最後に、Ⅲの諮問の内容です。今回の諮問内容は、天竜川漁業協同組合(内共第21号、第26号、第27号)遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

31ページから根拠法令等が記載してありますが、内容については議事1で説明した内容と同様になります。11ページから16ページが遊漁規則変更認可申請書と、遊漁規則変更認可申請についての諮問文書に該当します。

また、6ページからは行使規則の新旧対照表になります。遊漁規則、行使規則ともにⅡの概要で説明した変更を行います。これは水産庁長官通知の①に当たると判断します。

今回の変更内容は現状に合わせた期間や漁法の変更等であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

追加として「遊漁料の額が妥当かどうか」についての水産庁長官通知より、②遊漁料の額の妥当性については、①により、増殖及び漁場管理に要する費用の算定が妥当に行われているか、漁場を利用する組合員の負担額と遊漁料との間にお

ける当該費用の配分が実質的に公平か等によって判断されます。30ページの漁協の算出により、遊漁料の額の変更は妥当なものであると考えております。

それでは、御審議の程よろしく願いいたします。事務局からの説明は以上です。

○山本会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○宮本委員 ルアー・フライ・テンカラ専用区は、期間外は普通の釣りができるのでしょうか。

○日吉主事 できます。

○宮本委員 翌年まで生き残ったにじますを釣ったことがありません。専用区の期間が終わったら、あまごの邪魔にならないよう抜いた方が良くはないのでしょうか。にじますは夏を越せるのでしょうか。

○秋山委員 にじますはそもそも外来種のため、漁業権設定や放流に疑問はありますが、本州では繁殖が確認されていないため、天竜川のこれについては問題ないと思います。

○朝倉委員 仁科川には漁業権はないですが、にじますが河川にいます。恐らくにじますを飼育しているところから逃げているのではないかと。すごく大きい個体が見えます。

○山本会長 にじますは移動するのでしょうか。

○秋山委員 もともとは海に下る魚です。北海道の方では問題になっています。

○岩田委員 正月に放流しますが、5月くらいにはいなくなっています。

○山本会長 水温が影響しているのでしょうか。

○岩田委員 それか、台風による濁りの影響もあるかもしれません。

○山本会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（6）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○山本会長 ありがとうございます。それでは議事の（6）については、決定ということで終了いたします。

- 関委員 撃つしか対策は無いのでしょうか。
- 山本会長 コロニーでの対策もありますよね。
- 日吉主事 巣にある卵に対策して、新しく生まれさせないようにする対策があります。巣に近づけるような対策可能なコロニーが県内には少ないため、全てに対策が出来ない状態です。先ほど話にあった浜名湖の島など、人が入れないような場所にカワウの巣があったりしています。
- 山本会長 西部漁協の連絡会では、ドローン1台で対策を行っていたが、今は2台で確認しながら行っています。それでも、なかなか思うようには行かないようです。
- 日吉主事 カワウの管理は、難しいことを実感しています。
- 山本会長 県の方で具体的な対策をお願いしたいです。
- 山本会長 以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。
皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局に
お願いします。
- 小泉課長 山本会長どうもありがとうございました。
委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございます
でした。それでは、これを持ちまして、第338回静岡県内水面漁場管理委員会を閉
会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 7 年 6 月 6 日

議

長

山本 俊幸



令和 7 年 6 月 25 日

議事録署名人

若田 克久



令和 7 年 7 月 3 日

議事録署名人

大石 真依子



あります。身
に 対策が 出 来
う な 場 所 に 大

は 2 台 で 確
い よ う で す。

は、事務局に

とうございま
理委員会を閉



不克由發



加東西大

